

# 第1回 瀬棚町議会定例会

第1回瀬棚町議会定例会が3月10日から19日まで（11日から17日まで休会）開かれ、平成15年度予算や平成14年度補正予算など、議案47件などが審議されました。決まった主な内容は次のとおりです。

## 私たちの「まちづくり予算」決まる 平成15年度各会計予算

平成15年度各会計予算  
 予算の総額は五二億八、七六五万二千円です。（詳しくは、後日発行予定の予算特集号でお知らせします。）

### 補正予算

平成14年度一般会計補正予算（第10号）（専決処分）  
 医科診療所医師1名増に伴う住宅の改修により三二四万円を追加し、総額三三億七、六四八万四千円となりました。

平成14年度一般会計補正予算（第11号）  
 予算の精査と北海道住宅供給公社住宅取得割賦金繰上償還などにより一億一、四七七万六千円を追加し、総額三、四億九、一一六万円となりました。

平成14年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）  
 予算の精査などにより、一、一七四万四千円を減額し、総額三億七、三四万八千円となりました。

平成14年度老人保健特別会計補正予算（第4号）  
 予算の精査などにより、一億一、四八八万二千円を減額し、総額三億九、二〇三万二千円となりました。

平成14年度介護保険特別会計補正予算（第4号）  
 予算の精査などにより、八七三万八千円を減額し、総額一億七、九九〇万一千円となりました。

平成14年度介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
 予算の精査などにより、二、二六万五千円を減額し、総額一、六九六万三千円となりました。

平成14年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
 予算の組み替えを行い、

総額は変わらず二億六、二一八万八千円です。

### 条例等

瀬棚町学童保育所条例の制定  
 児童の放課後等の対策として、学童保育所を設置するために必要な事項を定めました。

瀬棚町高齢者生活支援給付金支給条例の制定  
 介護保険事業が檜山北部広域連合に移行され、独自の減免措置ができなくなることから、新たな軽減策として所得の低い方に対する給付金を支給するために必要な事項を定めました。（詳しくは3ページをご覧ください）

瀬棚町農漁業近代化資金利子補給条例の制定  
 農業者と漁業者（生産法人含む）に対する利子補給を行うために必要な事項を定めました。

瀬棚町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正  
 瀬棚町長、助役及び収入役の給与並びに旅費に関する条例の旅費改正に伴い条文を改めました。

瀬棚町特別職員の給与等に関する条例の一部改正  
 町内の日当及び冬期暖房料を廃止し、町内の宿泊料を五千元から六千元に改正し、赴任旅費に伴う着後手当を廃止しました。

瀬棚町職員の旅費に関する条例の一部改正  
 町内の日当及び冬期暖房料を廃止し、町内の宿泊料を五千元から六千元に改正し、赴任旅費に伴う着後手当を廃止しました。

職員の給与に関する条例の一部改正  
 職員給与の昇給停止年齢を国の基準に合わせ55歳に引き下げました。

管理職手当を2%引き下げました  
 管理職員特別手当額を三千元を超えない範囲内に引き下げました。

瀬棚町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
 医師手当について、管理職手当の引き下げなどによ

り、年間給与額が引き下がることから、医務手当を引き上げ、年間給与額の調整をしました。

瀬棚町職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例の一部改正

財政の状況を考慮し、一般職（主任以上）の期末手当の役職加算を廃止しました。

瀬棚町基金条例の一部改正

現在の奨学基金に貸付できる要件に新たに「瀬棚町医療職等奨学金支給条例」を加えました。

財政の健全化を進めるため、各種の基金について会計年度を越えて繰り替え運用できるよう条例の一部を改正しました。

健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部改正

身体障害者、知的障害者を対象とした支援費制度が創設されたことにより、精神障害者のみを対象としたホームヘルプサービス事業となることから、条文の整理をしました。

介護保険の単価の変更に

に伴い各利用料の一部を改正しました。

瀬棚町立保育所条例の一部改正

一時保育の実施に伴い、条例の一部を改正しました。

瀬棚町医療職等奨学金支給条例の一部改正

対象に「医師」を加え、制度の拡充を図りました。

瀬棚町重度心身障害者、母子家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、条文の整理をしました。

瀬棚町国民健康保険条例の一部改正

健康保険法の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

瀬棚町老人居室整備資金利子補給条例の廃止

昭和59年度以降新規対象者がなく、また平成8年度から「人にやさしい家づくり事業助成金支給条例」が施行されたことにより、高齢者向け住宅対策の施策が切り替わってきているため条例を廃止しました。

瀬棚町中小企業経営安定資金融資条例の一部改正

指定金融機関への預託制度を廃止することに伴い、条例の整理をしました。

瀬棚町奨学資金貸付条例の一部改正

貸付限度額を改正しました。

瀬棚町B&G海洋センター条例の一部改正

「運営委員会の設置」規定を削除しました。

瀬棚町簡易水道事業給水条例の一部改正

水道法の改正に伴い、新たに貯水槽水道の規定を設けました。

瀬棚町選挙ポスター掲示場設置条例の一部改正

投票区の減少に伴い条例の一部を改正しました。

町道の認定

元浦4区斉藤漁業加工場から小町政紀さん宅奥までの延長157mを町道として認定しました。

町道の変更

道管西大里農面農道が完成し、檜山支庁から財産の譲与を受けたことに伴い路線の変更をしました。

檜山管内公平委員会共同

設置規約の一部変更  
檜山北部広域連合の加入に伴い、規約を一部変更しました。

檜山北部4町介護認定審査会の廃止

北部檜山広域連合の設立に伴い審査会を廃止しました。

瀬棚町助役の選任  
任期満了に伴い、引き続き現職の「小林義悦氏」が選任されました。

瀬棚町議会委員会条例の一部改正

公平委員会の管内共同設置により、その条文を削除しました。

### 条例等（追加）

瀬棚町課設置条例の一部改正

企画商工課を廃止し、企画事務を総務町民課へ移し、商工観光、特産品開発、新エネルギー業務を農林水産課に統合して課の名称を「産業振興課」に改めました。

瀬棚町監査委員事務局設置条例の制定

新たに監査委員事務局を設置するために必要な事項を定めました。

瀬棚町議会議員定数条例の一部改正

議員の定数を「14人」から「12人」に改正しました。

### 特別委員会設置

瀬棚町議会町村合併等調査特別委員会が設置されました。

### 一般質問

6名の議員からの一般質問の質問事項についてご紹介いたします。（くわしい答弁内容は、後日発行の議会だよりをご覧ください）

- 第4次総合計画について
- 資源管理型漁業の振興について
- 公用車の用途管理について
- 農業の担い手対策について
- 町内で結婚祝賀会と商業の振興について
- 瀬棚商業高校の生徒確保について
- 入札実施の実態と課題について
- 市町村合併問題について
- 地方交付税交付金の削減について
- 事業評価・政策評価制度の導入について
- 環境循環型社会への創設に向けて
- 児童館のあり方について
- 須築〜島牧（栄浜）間のバス運行について
- 有畜農家の環境対策について
- 地域経済活性化について

